

TOKYO PRO-BOND Market における各種開示情報の掲載方法等の一部見直しに伴う
特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例等の一部改正について

平成25年5月10日
株式会社東京証券取引所

当取引所は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例等の一部改正を行い、本年5月20日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、当取引所が、プログラム上場を行う者、新規上場申請者及び上場債券の発行者（以下「発行者等」という。）に対して求めている各種開示情報の掲載方法等を見直すことで、発行者等の利便性向上及びTOKYO PRO-BOND Market のより一層の発展を図るもので

改正の概要は下記のとおりです。

記

I 改正概要

（備 考）

1. 各種開示情報の掲載

（1）発行者等のウェブサイトへの掲載

- ・ TOKYO PRO-BOND Market における特定証券情報等の各種開示情報の発行者等のウェブサイトへの掲載について、努力義務とします。

・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）

第205条

（2）発行者等のウェブサイトへの掲載を選択した場合の当取引所への公表書類の提出

- ・ 発行者等が開示する重要情報の公表方法として、以下の方法を選択できますが、bによる公表を行った場合は、速やかに、当該開示情報に係る公表書類を当取引所に提出するものとします。

- a 当取引所のウェブサイトへの掲載
- b 発行者等のウェブサイトへの掲載

・特例第214条第3項、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則（以下「施行規則」という。）

第202条第6項、第7項等

2. 取得格付の掲載

（1）格付業者の名称の記載

- ・ 別記第8号様式「第一部【証券情報】」における「1【新規発行社債】」「取得格付」欄の名称を「格付に関する情報」に変更し、当該欄には格付業者の名称の記載を求めることとしま

・施行規則別記第8号様式「第一部【証券情報】」

す。

(2) 発行者等のウェブサイトへの掲載

- ・ 上記1 (1)において発行者等のウェブサイトへ掲載を求める情報の一つとして、債券又は債券に係るプログラム情報に係る取得格付を追加することとします。

・施行規則第201条

3. その他

- ・ その他所要の改正を行うものとします。

II 施行日

平成25年5月20日から施行します。

以 上